

公 表 用

令 和 7 年 度

積 算 基 準 (步 掛 ・ 単 価)

令 和 7 年 4 月 1 日 以 降 適 用

長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課

積算基準(単価・歩掛)の公表について

1. はじめに
長崎県 農林部 農村整備課が発注する農業農村整備工事のうち、農村整備課の独自調査により決定したものを公表するものである。

2. 内容
- 1) 単価関係
- ・ 単価については、令和7年度積算基準(単価・歩掛) 長崎県土木部 公表用による。
公表場所(長崎県HPより): [長崎県土木部－建設工事関係 \(pref.nagasaki.jp\)](https://pref.nagasaki.jp)
※仮設材損料(W単価)については、農林水産省の単価を採用している。
[掲載先: 九州農政局HP<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/doboku/doboku.html>](https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/doboku/doboku.html)
 - ・ 参考資料の条件『長期割引単価区分(賃料機械):あり』は『〇〇%割引済単価を適用』と同様の意味である。

… 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機 種	長期割引率	燃 料 費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)	〃	〃	〃
クローラクレーン ※	無し	別途計上	〃
トラクターショベル	35%割引済	〃	別途計上
ロードローラ	〃	〃	〃
タイヤローラ	〃	〃	〃
振動ローラ	〃	〃	〃
高所作業車	〃	〃	〃
空気圧縮機	〃	〃	〃
発動発電機	〃	〃	〃
水中ポンプ	〃	〃	〃
ミニバックホウ	〃	〃	〃
バックホウ	〃	〃	〃
トラック(クレーン装置付き)	〃	〃	〃
高所作業車(トラック架装リフト)	〃	〃	〃
ブルドーザ(普通)	〃	〃	〃
油圧ブレーカ	〃	〃	〃

※クローラクレーンの『4.9t吊』は『長期割引率35%割引済』『オペレータ料金:別途計上』とする。

注) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

2) 歩掛関係

- ・ 長崎県 農林部 農村整備課の歩掛の大半は、国が制定した歩掛をそのまま準用しており、これらの歩掛は既に国において公表（市販公表含）されている。よって、本書には当課が独自に制定した歩掛及び当課が使用している歩掛資料の一覧を掲載している。

長崎県 農林部 農村整備課が使用している歩掛資料

歩 掛 資 料（ 図 書 ） 名	公 表 場 所 等	市 販 公 表 用 図 書 発 行
令和6年度 土地改良工事積算基準（土木工事） （施設機械） （調査・測量・設計） （機械経費）	（農林水産省HPより） <u>農村振興局－設計・施工・入札等－土地改良工事積算基準（maff.go.jp）</u>	農業農村整備総合情報センター 住所：〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10番16号 MY ARK日本橋ビル2階 TEL：（03）5695－7170
土地改良工事積算マニュアル（土木工事） 令和6年度版	市販公表のみ	
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 （令和7年4月1日より適用 版）	（農林水産省HPより） <u>農村振興局－設計・施工・入札等－土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（maff.go.jp）</u>	土地改良測量設計技術協会 住所：〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館1階 TEL：（03）3436－6800

- ・ 施工パッケージ型（SP）積算方式について、119工種を適用する。

・・「施工パッケージ導入一覧表」 参照

・・ 標準単価表（R6.4月 適用）及び補正式

公表場所（農林水産省HPより）

長崎県－分類で探す－まちづくり－公共事業－農村整備課の建設工事等－積算基準公表図書

－施工パッケージ型積算方式標準単価表（土木工事）

－施工パッケージ型積算方式標準単価表（施設機械）

－「標準単価から積算単価への補正方法」

－【補足】施工パッケージ型積算方式標準単価表の見方

長崎県－分類で探す－まちづくり－公共事業－農村整備課の建設工事等－積算基準公表図書

－施工パッケージ型積算方式標準単価表（ICT）

施工パッケージ型(SP)積算方式における基準単価(東京)については、令和7年度積算基準(単価・歩掛) 長崎県土木部 公表用による。

公表場所(長崎県HPより)

【公表用】令和7年度積算基準(単価・歩掛) 長崎県土木部

- 施工パッケージ型積算方式における基準単価(東京)対応一覧
- 施工パッケージ型積算方式で標準単価から積算単価へ補正を行う際に使用する 代表材料規格の基準単価作成方法について
(注:上記より抜粋)生コンクリート単価の端数処理については50円単位で二捨三入、七捨八入の処理としている。

3) 諸経費関係

- 令和7年4月1日以降 積算を行い発注する工事の諸経費算出について

諸経費率については、令和7年度土地改良工事積算基準による。

なお、前年度からの改正内容については、別添資料 の改正後内容のとおりとする。

- 工事(業務)価格(税抜き)の数値処理について

- ・ 金額の大小に関わらず、「工事(業務)価格」は千円単位とする。
- ・ 積算書各費目の金額の合計額(千円単位)をそのまま採用し、丸め等は行わない。

積算書各費目

- ・ 工事においては、「**建設工事における最低制限価格の取り扱いについて**」に示す各費目をいう。
- ・ 業務においては、「**長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領**」に示す各費目をいう。

公表場所(長崎県HPより):

ホーム>分類で探す>まちづくり>土地・建設業>公共事業入札・契約制度関係規則等>要綱・要領>要綱・要領等(公共事業入札契約制度関係)

- 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- ・ 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行することとした。

公表場所(長崎県HPより):

農村整備課 - 農村整備課の建設工事等 - 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の取扱要領

- ・ 長崎県農業農村整備工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために工事における現場環境改善費の運用要領を制定した。

公表場所(長崎県HPより):

農村整備課 - 農村整備課の建設工事等 - 長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領

○長崎県農業農村整備事業ICT活用工事 試行要領

- ・農業農村整備事業を実施するに当たって、建設現場における生産性向上と建設労働者の働き方改革を目的として、ICT活用工事試行要領を制定した。
公表場所(長崎県HPより):

農村整備課－農村整備課の建設工事等－長崎県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領

○長崎県 農業農村整備事業 週休2日工事 試行要領

- ・将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境の整備を推進する観点から、「週休2日工事」(試行)を実施することとした。
公表場所(長崎県HPより):

農村整備課－農村整備課の建設工事等－長崎県 農業農村整備事業 週休2日工事 試行要領

「通期の4週8休以上」のみで運用している。

ただし、積算システムの都合上、表示は「4週8休以上(週単位)」と表示されているが、「通期の4週8休以上」と読み替えること。

- ・以下の労務単価は週休2日補正の対象外とする。

長崎県農村整備課 週休2日補正対象外労務単価一覧

製作工	測量上級主任技師	図工(測量助手)	補助員(換地業務専用)
鋼橋製作工	測量主任技師	図工(直接経費)	
主任技術者	測量技師	測量補助員	
技師長	測量技師補	測量船操縦士	
主任技師	測量助手	地質調査技師	
技師(A)	操縦士	主任地質調査員	
技師(B)	整備士	地質調査員	
技師(C)	撮影士	換地士	
技術員	撮影助手	換地委員	

3. その他

- 1) 本書の内容に関する質問は原則として受け付けない。
- 2) 本書は、令和7年4月1日以降積算を行い発注する工事から適用する。
- 3) 土木工事、施設機械工事において、工事实績の登録等に要する費用は現場管理費等に含まれている。
- 4) 地質、土質調査、測量、設計業務の委託において、業務実績の登録等に要する費用は業務管理費等に含まれている。

別添資料

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																												
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 第 1 ～第 3 [略] 別表 1 共通仮設費率適用範囲 <table><tr><th>項目</th><th>率 の 対 象 項 目</th></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>役 務 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>技術管理費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td>[略]</td></tr></table> 率に別途加算できる項目 [略] [略] [略] [略] 1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T 建設機械に要する以下の費用 [削る] (1) システム初期費 (2) 3 次元起工測量・ 3 次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 [略] 別表 2 ・別表 3 [略] 別 紙 運搬費の積算 1 [略]	項目	率 の 対 象 項 目	運 搬 費	[略]	運 搬 費	[略]	運 搬 費	[略]	役 務 費	[略]	技術管理費	[略]	営 繕 費	[略]	別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 第 1 ～第 3 [略] 別表 1 共通仮設費率適用範囲 <table><tr><th>項目</th><th>率 の 対 象 項 目</th></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>運 搬 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>役 務 費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>技術管理費</td><td>[略]</td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td>[略]</td></tr></table> 率に別途加算できる項目 [略] [略] [略] [略] 1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T 建設機械に要する以下の費用 (1) <u>保守点検</u> (2) システム初期費 (3) 3 次元起工測量・ 3 次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 [略] 別表 2 ・別表 3 [略] 別 紙 運搬費の積算 1 [略]	項目	率 の 対 象 項 目	運 搬 費	[略]	運 搬 費	[略]	運 搬 費	[略]	役 務 費	[略]	技術管理費	[略]	営 繕 費	[略]
項目	率 の 対 象 項 目																												
運 搬 費	[略]																												
運 搬 費	[略]																												
運 搬 費	[略]																												
役 務 費	[略]																												
技術管理費	[略]																												
営 繕 費	[略]																												
項目	率 の 対 象 項 目																												
運 搬 費	[略]																												
運 搬 費	[略]																												
運 搬 費	[略]																												
役 務 費	[略]																												
技術管理費	[略]																												
営 繕 費	[略]																												
表3. 1 基本運賃表	表 3. 1 基本運賃表																												

[略]

表3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50 <u>(27.00)</u>	<u>() 内は排出ガ ス対策型 (2014 年規制) の場合 の機械質量</u>
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	[略]	[略]	[略]	
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	[略]	[略]	[略]	
自 走 式 破 砕 機	[略]	[略]	[略]	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	[略]	[略]	[略]	
バックホウ (超ロングアーム型)	[略]	[略]	[略]	

(注) 1. ・ 2. [略]

2 ～ 4 [略]

[略]

表3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50	
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	[略]	[略]	[略]	
ス タ ビ ラ イ ザ (路床改良用)	[略]	[略]	[略]	
自 走 式 破 砕 機	[略]	[略]	[略]	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	[略]	[略]	[略]	
バックホウ (超ロングアーム型)	[略]	[略]	[略]	

(注) 1. ・ 2. [略]

2 ～ 4 [略]

○ 測量業務の価格積算基準について（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構 D 第 155 号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 <u>年</u>法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 <u>年</u>法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 <u>年</u>法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3－1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録料</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3－2・3－3 [略] 4 [略]	別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3－1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録用</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3－2・3－3 [略] 4 [略]

改正後

別表－ 1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率 又 は 変 数 値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>－0.084</u>	<u>61.4%</u>

(2) [略]

現 行

別表－ 1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率 又 は 変 数 値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>－0.107</u>	<u>51.7%</u>

(2) [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 施設機械設備工事 1 [略] 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事原価 製作工事原価の費目は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 [略] ア [略] イ 工場管理費 (ア) ～ (チ) [略] (ツ) 製作外注経費 製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要なとなる費用。 (テ) ・ (ト) [略] 2－2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア～エ [略] オ 直接経費 [略] (ア) [略] (イ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料。 (ウ) ～ (オ) [略] カ [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 施設機械設備工事 1 [略] 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事原価 製作工事原価の費目は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 [略] ア [略] イ 工場管理費 (ア) ～ (チ) [略] (ツ) 製作外注費 製品の加工・塗装等の一部を専門業者等に外注する場合に必要なとなる費用。 (テ) ・ (ト) [略] 2－2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア～エ [略] オ 直接経費 [略] (ア) [略] (イ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び水道使用料。 (ウ) ～ (オ) [略] カ [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費

改正後	現行
工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア) ～ (シ) [略] (ス) 据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。 (セ) ～ (タ) [略] ウ [略] 2－3～2－5 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) 直接製作費 ア 材料費 (ア) 直接材料費 a・b [略] c 単価は次によるものとする。 a)～d) [略] e) 鑄造品の<u>ベース価格</u>は、鑄放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鑄放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。 f) [略] (イ) [略] イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。<u>ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</u> (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよい<u>ものとする。</u> (ウ) [略] オ [略] (2) [略] 3－2 据付工事原価 (1) 直接工事費 据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。	工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア) ～ (シ) [略] (ス) 据付外注経費 据付工事<u>の一部</u>を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。 (セ) ～ (タ) [略] ウ [略] 2－3～2－5 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) 直接製作費 ア 材料費 (ア) 直接材料費 a・b [略] c 単価は次によるものとする。 a)～d) [略] e) 鑄造品の<u>単価</u>は、鑄放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鑄放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。 f) [略] (イ) [略] イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した単価を採用する</u>ものとする。 エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよい。 (ウ) [略] オ [略] (2) [略] 3－2 据付工事原価 (1) 直接工事費 据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。

改正後	現行
(エ) 施設機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (オ) [略] エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。 <u>ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。</u> (イ) [略] オ・カ [略] (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (ア)～(オ) [略] (カ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 a・b [略] c 事業損失防止施設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 <u>a)</u> 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。 b) [略] d～g [略] (キ)・(ク) [略] イ・ウ [略] 3－3 設計技術費 (1)・(2) [略] (3) <u>標準</u>設計技術費率は、表－3・8 のとおりとする。 (4)・(5) [略] 3－4～3－6 [略] 3－7 支給品の取扱い (1)・(2) [略] (3) <u>支</u>給品は一般管理費等の算定の対象としない。 3－8 「処分費等」の取扱い [略] (1)・(2) [略] (3) <u>有料</u>道路利用料 [略] 3－9～3－11 [略] 第4 鋼橋製作架設工事	(エ) 施設機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (オ) [略] エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。 (イ) [略] オ・カ [略] (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (ア)～(オ) [略] (カ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 a・b [略] c 事業損失防止施設費 <u>a)</u> 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。 b) [略] d～g [略] (キ)・(ク) [略] イ・ウ [略] 3－3 設計技術費 (1)・(2) [略] (3) 設計技術費率は、表－3・8 のとおりとする。 (4)・(5) [略] 3－4～3－6 [略] 3－7 支給品の取扱い (1)・(2) [略] (3) 給品は一般管理費等の算定の対象としない。 3－8 「処分費等」の取扱い [略] (1)・(2) [略] (3) 道路利用料 [略] 3－9～3－11 [略] 第4 鋼橋製作架設工事

改正後	現行
(イ) [略] (3) [略] 2－3 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 [略] 3－2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>電気通信技術者・電気通信技術員</u>の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (エ) <u>電気通信技術者・電気通信技術員</u>以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (オ) [略] (2) 間接工事費 ア・イ [略] ウ 機器間接費 (ア) 技術者間接費 技術者間接費の積算は、次のとおりとする。 $Q = (A \times m_1 + B \times m_2) \times K$ ただし Q:技術者間接費(円) A:<u>電気通信技術者</u>労務単価(円/人) B:<u>電気通信技術員</u>労務単価(円/人) m_1:調整に要する<u>電気通信技術者</u>数(人) m_2:調整に要する<u>電気通信技術員</u>数(人) K:技術者間接費率(%) (表－5・1) (イ) [略] (3) [略] 3－3～3－5 [略]	(イ) [略] (3) [略] 2－3 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 [略] 3－2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>電気通信用技術者・技術員</u>の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (エ) <u>電気通信用技術者・技術員</u>以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (オ) [略] (2) 間接工事費 ア・イ [略] ウ 機器間接費 (ア) 技術者間接費 技術者間接費の積算は、次のとおりとする。 $Q = (A \times m_1 + B \times m_2) \times K$ ただし Q:技術者間接費(円) A:<u>技術者</u>労務単価(円/人) B:<u>技術員</u>労務単価(円/人) m_1:調整に要する<u>技術者</u>数(人) m_2:調整に要する<u>技術員</u>数(人) K:技術者間接費率(%) (表－5・1) (イ) [略] (3) [略] 3－3～3－5 [略]

○施設機械設備点検・整備積算基準の制定について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2140 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
施設機械設備点検・整備積算基準 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 点検・整備費の費目 点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1～1－4 [略] 1－5 共通仮設費 （1）[略] （2）派 遣 費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び賃金、間接費である。 （3）宿 泊 費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用及び<u>宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。</u> （4）・（5） [略] 1－6・1－7 [略] 2 [略] 3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、宿泊費、<u>宿泊手当</u>、賃金、間接費、一般管理費等である。 4 [略] 第 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1 材 料 費	施設機械設備点検・整備積算基準 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 点検・整備費の費目 点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1～1－4 [略] 1－5 共通仮設費 （1） [略] （2）派 遣 費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び<u>且当</u>、賃金、間接費である。 （3）宿 泊 費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用<u>である。</u> （4）・（5） [略] 1－6・1－7 [略] 2 [略] 3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、<u>且当</u>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。 4 [略] 第 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。 1 点検・整備原価 1－1 材 料 費

改正後	現 行																																				
(1) 〔略〕 (2) 補助材料費 ア～ウ 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 補助材料費 ア～ウ 〔略〕																																				
表－１・１ 補助材料費率	表－１・１ 補助材料費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>3</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		補助材料費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	<u>4</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>4</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼製ゲート</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>3.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>4.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>3.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		補助材料費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼製ゲート	<u>4.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>4.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3.0</u>	
機 械 設 備 名		補助材料費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	<u>4</u>																																			
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>4</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3</u>																																			
機 械 設 備 名		補助材料費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼製ゲート	<u>4.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>4.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>3.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>4.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>3.0</u>																																			
1－２ 直接経費	1－２ 直接経費																																				
(1)～(4) 〔略〕	(1)～(4) 〔略〕																																				
表－１・２ 直接経費率	表－１・２ 直接経費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>10</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>8</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>7</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		直接経費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>8</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>10.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>8.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>7.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		直接経費率(%)	河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>8.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7.0</u>
機 械 設 備 名		直接経費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>8</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7</u>																																			
機 械 設 備 名		直接経費率(%)																																			
河川・水路用水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>8.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>8.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>10.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>8.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>7.0</u>																																			
1－３ 直接労務費	1－３ 直接労務費																																				
(1)・(2) 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕																																				
(3) 点検整備工の１日当たり標準賃金は、 <u>農村振興局長が別に定める</u> ものとする。	(3) 点検整備工の１日当たり標準賃金は、 <u>実情に即した賃金を採用する</u> ものとする。																																				
(4) 点検整備工以外の賃金は「公共工事設計労務単価」ほか、 <u>農村振興局長が別に定める</u> ものとする。	(4) 点検整備工以外の賃金は「公共工事設計労務単価」ほか、 <u>実情に即した賃金を採用する</u> ものとする。																																				
(5) 〔略〕	(5) 〔略〕																																				
1－４ 〔略〕	1－４ 〔略〕																																				
1－５ 共通仮設費	1－５ 共通仮設費																																				
(1)～(3) 〔略〕	(1)～(3) 〔略〕																																				
表－１・３ 共通仮設費率	表－１・３ 共通仮設費率																																				
<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用等水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>19</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>19</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>20</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>23</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>21</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)	河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>19</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>23</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21</u>	<table><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率(%)</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・水路用等水門設備</td><td rowspan="2">河川用等水門</td><td>鋼 製 ゲ ー ト</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト</td><td><u>20.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">ダ ム 用 水 門 設 備</td><td><u>19.0</u></td></tr><tr><td colspan="2">用 排 水 ポ ン プ 設 備</td><td><u>21.0</u></td></tr></table>	機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)	河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19.0</u>	ゴム引布製起伏ゲート	<u>19.0</u>	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20.0</u>	ダ ム 用 水 門 設 備		<u>19.0</u>	用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21.0</u>
機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)																																			
河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>19</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>23</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21</u>																																			
機 械 設 備 名		共通仮設費率(%)																																			
河川・水路用等水門設備	河川用等水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19.0</u>																																		
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>19.0</u>																																		
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20.0</u>																																		
ダ ム 用 水 門 設 備		<u>19.0</u>																																			
用 排 水 ポ ン プ 設 備		<u>21.0</u>																																			
(4) 〔略〕	(4) 〔略〕																																				
(5) 派 遣 費 ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 イ <u>旅費は、派遣先までの費用を計上するものとする。</u> ウ・エ 〔略〕	(5) 派 遣 費 ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 イ <u>旅費、日当は「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。</u> ウ・エ 〔略〕																																				

改 正 後	現 行
(6) 宿 泊 費 ア 宿泊費 宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊に要する費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、<u>「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 イ 宿泊手当 宿泊手当は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> (7)～(8) 〔略〕 1－6・1－7 〔略〕 2 〔略〕 3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、宿泊費、<u>宿泊手当</u>、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) <u>宿泊費及び宿泊手当は「1-5(6)宿泊費」に準ずるものとする。</u> (2)～(4) 〔略〕 4～6 〔略〕	(6) 宿 泊 費 宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。<u>この場合の費用算定は、「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は２級相当額を標準とする。</u> ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 [新設] (7)～(8) 〔略〕 1－6・1－7 〔略〕 2 〔略〕 3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、<u>日当</u>、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) <u>旅費、日当、宿泊費は「農林水産省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の３級相当額によるものとする。</u> (2)～(4) 〔略〕 4～6 〔略〕

改正後					現行							
別 紙												
土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について												
第 1 章 一般共通												
第 1 [略]												
第 2 据付工事原価												
1 直接工事費												
1－1 輸送費												
1) [略]												
2) 修繕工事の輸送費は、表－1・2・1 による。												
表－1・2・1 修繕工事輸送費												
この輸送費算定式の適用範囲は、100＜x×Dとする。												
区 分			輸 送 費 [円]		「x」の定義							
河川・水路用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(100＜x×D＜1,500)の場合 y=83.9x×D+51,000			対象設備質量 (t) (適用範囲：100 ＜x×D)	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(100＜x×D＜1,500)の場合 y=83.9x×D+51,000			
		プレートガーダ構造 スライドゲート						プレートガーダ構造 スライドゲート				
	中・大形 水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(x×D≥1,500)の場合 y=37.8x×D+116,000				中・大形 水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(x×D≥1,500)の場合 y=37.8x×D+116,000			
		プレートガーダ構造角落しゲ ート						プレートガーダ構造角落しゲ ート				
		シエル構造ローラゲート		シエル構造ローラゲート								
		起伏堰	ゴム引布製起伏ゲート設備	投影面積 10 [m²/門] 以上は 「中・大形水門、堰」、 10[m²/門]未満は「小形水 門」に準ずる。			起伏堰	ゴム引布製起伏ゲート設備	投影面積 10 [m²/門] 以上は 「中・大形水門、堰」、 10[m²/門]未満は「小形水 門」に準ずる。			
	起伏ゲート		起伏ゲート									
ダム用水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y =44.8x×D+116,000			対象設備質量 (t) (適用範囲：100 ＜x×D)	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y =44.8x×D+116,000			
		四方水密ラジアルゲート						四方水密ラジアルゲート				
	制水設備	四方水密ローラゲート					制水設備	四方水密ローラゲート			y =44.8x×D+116,000	
		四方水密スライドゲート						四方水密スライドゲート				
	放流管	大容量放流管					放流管	大容量放流管			y =44.8x×D+116,000	
		〃 (整流板のみ)						〃 (整流板のみ)				
		小容量放流管						小容量放流管				
	取水設備	直線多段ゲート					取水設備	直線多段ゲート				
		円形多段ゲート						円形多段ゲート				
小容量放流設備用ゲート・バルブ		－		小容量放流設備用ゲート・バルブ		－						
用排水ポンプ 設備	固定機場		y=50.7x×D+104,000		用排水ポンプ 設備		固定機場		y=50.7x×D+104,000			
	水中ポンプ(φ400 以上)		y=84.6x×D+103,000				水中ポンプ(φ400 以上)		y=84.6x×D+103,000			
	水中ポンプ(φ400 未満)		y=84.6x×D+103,000				水中ポンプ(φ400 未満)		y=84.6x×D+103,000			

改正後

除塵設備		y =52.0 x × D +145,000	
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	－	
	流木止設備	y =52.9 x × D +199,000	
	係船設備		
鋼製付属設備		y =33.6 x × D +46,000	

(注) 1. ～ 4. 〔略〕

5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

6. ・7. 〔略〕

表－1・2・2 修繕工事輸送費

この輸送費算定式の適用範囲は、0< x × D ≤100 とする。

区	分	輸 送 費 [円]	「x」の 定 義
全工種（0< x × D ≤100 の場合）		y =693 x × D +11,352	対象設備質量（t） (適用範囲：0< x × D ≤100)

(注) 1. ・2. 〔略〕

3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

4. 〔略〕

1－2 〔略〕

1－3 労務費

1) 施設機械設備据付工の定義

現場において施設機械設備の据付に従事する者で、施設機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

なお、現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

(1)～(11) 〔略〕

2) 据付材料費の算出に使用する対象労務費は、補正前（積雪寒冷地補正（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1）、夜間割増等）の労務費とする。

2 間接工事費

2－1 共通仮設費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。

2) 〔略〕

2－2 現場管理費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする

2) 〔略〕

2－3 据付間接費

塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

第 3 設計技術費 〔略〕

現行

除塵設備		y =52.0 x × D +145,000	
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	－	
	流木止設備	y =52.9 x × D +199,000	
	係船設備		
鋼製付属設備		y =33.6 x × D +46,000	

(注) 1. ～4. 〔略〕

5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

6. ・7. 〔略〕

表－1・2・2 修繕工事輸送費

この輸送費算定式の適用範囲は、0< x × D ≤100 とする。

区	分	輸 送 費 [円]	「x」の 定 義
全工種（0< x × D ≤100 の場合）		y =693 x × D +11,352	対象設備質量（t） (適用範囲：0< x × D ≤100)

(注) 1. ・2. 〔略〕

3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

4. 〔略〕

1－2 〔略〕

1－3 労務費

1) 施設機械設備据付工の定義

機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

なお、現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

(1)～(11) 〔略〕

2) 据付材料費の算出に使用する対象労務費は、積雪寒冷地補正（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1）等を行わない労務費とする

2 間接工事費

2－1 共通仮設費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる工種区分を適用するものとする。

2) 〔略〕

2－2 現場管理費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる工種区分を適用するものとする

2) 〔略〕

〔新設〕

第 3 設計技術費 〔略〕

改正後	現行												
第 4 一般管理費等 1 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、表-1・4・1の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 表-1・4・1 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保 証 の 方 法</th><th>補正値(%)</th></tr><tr><td>ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケースー2：ケース1以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> (注) 1. ケースー2の具体的例は以下のとおりとする。 ① [略] [削る。] ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 2. [略] 第 5 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円未満を四捨五入する。 2)～8) [略] なお、落札率は、小数点以下第7位を切り捨てし6位止めする。 第 6 その他 1・2 [略] 3 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 3ー1 [略] 3ー2 現場管理費 [略] 3ー3 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても3ー1共通仮設費と同じ扱いとする。 なお、旧基準で積算した工事の設計技術費対象額は、改定基準による設計技術費対象費目により、算出するものとする。 3ー4 一般管理費等	保 証 の 方 法	補正値(%)	ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない	第 4 一般管理費等 1 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、表-1・4・1の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 表-1・4・1 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保 証 の 方 法</th><th>補正値(%)</th></tr><tr><td>ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケースー2：ケース1以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> (注) 1. ケースー2の具体的例は以下のとおりとする。 ① [略] ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合 ③ 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 2. [略] 第 5 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円以下を四捨五入する。 2)～8) [略] 第 6 その他 1・2 [略] 3 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 3ー1 [略] 3ー2 現場間接費 [略] 3ー3 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても3ー1共通仮設費と同じ扱いとする。 3ー4 一般管理費等	保 証 の 方 法	補正値(%)	ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04	ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない
保 証 の 方 法	補正値(%)												
ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04												
ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない												
保 証 の 方 法	補正値(%)												
ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04												
ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない												

</

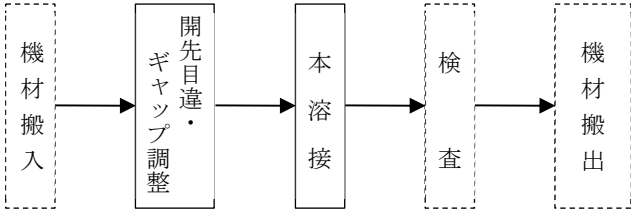
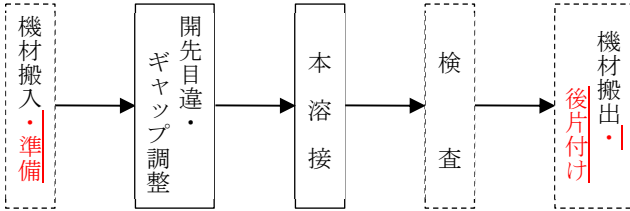
改正後	現行														
表-2・3・2 低圧受電の補正係数 <table><tr><td>原動機種別</td><td>低圧受電の補正<u>率（％）</u></td></tr><tr><td>電動機</td><td>50</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン</td><td rowspan="2">48</td></tr><tr><td>ガスタービンエンジン</td></tr></table> 2－2 〔略〕 3・4 〔略〕 第4 〔略〕 第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 〔略〕 2 直接工事費 2－1・2－2 〔略〕 2－3 直接経費〔小形水門〕 1)・2) 〔略〕 3) <u>二次コンクリート及び型枠費</u> <u>二次コンクリート及び型枠費の材料費、標準工数について、標準歩掛によるほか、「施工単価パッケージ型積算基準（土木工事）」により積上げ計上してもよい。</u> 第2 〔略〕 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 直接製作費 1－1 機器単体費 ゴム引布製起伏ゲート設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能すること<u>を考慮し、決定</u>する。 <u>2 直接工事費</u> <u>2－1 輸送費</u> <u>袋体投影面積の算出方法は下記のとおりである。</u> <u>袋体投影面積＝1/2×〔堰頂長(m)＋堰底長(m)〕×有効高(m)</u>	原動機種別	低圧受電の補正 <u>率（％）</u>	電動機	50	ディーゼルエンジン	48	ガスタービンエンジン	表-2・3・2 低圧受電の補正係数 <table><tr><td>原動機種別</td><td>低圧受電の補正<u>係数</u></td></tr><tr><td>電動機</td><td>50</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン</td><td rowspan="2">48</td></tr><tr><td>ガスタービンエンジン</td></tr></table> 2－2 〔略〕 3・4 〔略〕 第4 〔略〕 第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 〔略〕 2 直接工事費 2－1・2－2 〔略〕 2－3 直接経費〔小形水門〕 1)・2) 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 第2 〔略〕 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 直接製作費 1－1 機器単体費 ゴム引布製起伏ゲート設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能すること<u>から、直接製作費の総価が最も安価となる社のものを採用</u>する。	原動機種別	低圧受電の補正 <u>係数</u>	電動機	50	ディーゼルエンジン	48	ガスタービンエンジン
原動機種別	低圧受電の補正 <u>率（％）</u>														
電動機	50														
ディーゼルエンジン	48														
ガスタービンエンジン															
原動機種別	低圧受電の補正 <u>係数</u>														
電動機	50														
ディーゼルエンジン	48														
ガスタービンエンジン															

[illegible]

改正後	現行
1－2～1－4　[略] 2・3　[略]	1－2～1－4　[略] 2・3　[略]

改正後						改正前					
別 紙											
土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)											
第 1 章 鋼橋製作架設工事(参考資料)											
第 1 [略]											
第 2 工場製作原価											
1 直接製作費											
1－1 [略]											
1－2 労務費 [略]											
1) 製作工数 橋梁の製作工数は次式により算出することを原則とする。 (1)～(7) [略] (8) 橋梁形式による標準工数											
表－2・4 橋梁形式別標準工数											
要素 形式		a ₁ (人／個)	a ₂ (人／個)	b ₁ (人／10m)	b ₂ (人／10m)	c (人／個)					
単純鈑桁		1.48	0.32	0.94	0.39	0.43					
連続鈑桁		1.47	0.23	0.78	0.37	0.38					
箱 桁		2.25	0.31	0.87	0.37	3.09					
鋼床版鈑桁		1.24	0.25	0.92	0.62	3.61					
鋼床版箱桁		3.78	0.33	1.03	0.53	6.24					
ト ラ ス		0.56	0.33	0.75	0.32	0.79					
ア ー チ		1.59	0.41	0.93	0.55	2.55					
ラーメン		1.98	0.40	0.80	0.57	3.26					
表－2・5 [略]											
(9)・(10) [略] 2)・3) [略]											
1－3 [略]											

別 紙											
土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)											
第 1 章 鋼橋製作架設工事(参考資料)											
第 1 [略]											
第 2 工場製作原価											
1 直接製作費											
1－1 [略]											
1－2 労務費 [略]											
1) 製作工数 橋梁の製作工数は次式により算出することを原則とする。 (1)～(7) [略] (8) 橋梁形式による標準工数											
表－2・4 橋梁形式別標準工数											
要素 形式		a ₁ (人／個)	a ₂ (人／個)	b ₁ (人／10m)	b ₂ (人／10m)	c (人／個)					
単純鈑桁		1.48	0.32	0.94	0.39	0.43					
連続鈑桁		1.22	0.19	0.78	0.37	0.38					
箱 桁		2.25	0.31	0.87	0.37	3.09					
鋼床版鈑桁		0.99	0.20	0.92	0.62	3.61					
鋼床版箱桁		3.78	0.33	1.03	0.53	6.24					
ト ラ ス		0.56	0.33	0.75	0.32	0.79					
ア ー チ		1.59	0.41	0.93	0.55	2.55					
ラーメン		1.98	0.40	0.80	0.57	3.26					
表－2・5 [略]											
(9)・(10) [略] 2)・3) [略]											
1－3 [略]											

改正後	改正前
2 〔略〕 第3 架設工事原価 1 直接工事費 〔略〕 1-1 〔略〕 1-2 架設費 1)～12) 〔略〕 13) 溶接工 (1) 鋼床版現場溶接工 本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版現場溶接工のうち、下記のものに適用する。 イ・ロ 〔略〕 ハ 施工範囲  (注) 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。 a～d 〔略〕 1-3・1-4 〔略〕 第4～第6 〔略〕 第2章 電気通信設備工事(参考資料) 第1 一般共通 1～2 〔略〕 3 据付工事価格 3-1 〔略〕 <u>3-2 間接工事費</u> 1) <u>共通仮設費</u> (1) <u>技術管理費</u> ア. <u>無線局申請書の作成費用</u>	2 〔略〕 第3 架設工事原価 1 直接工事費 〔略〕 1-1 〔略〕 1-2 架設費 1)～12) 〔略〕 13) 溶接工 (1) 鋼床版現場溶接工 本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版現場溶接工のうち、下記のものに適用する。 イ・ロ 〔略〕 ハ 施工範囲  (注) 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。 a～d 〔略〕 1-3・1-4 〔略〕 第4～第6 〔略〕 第2章 電気通信設備工事(参考資料) 第1 一般共通 1～2 〔略〕 3 据付工事価格 3-1 〔略〕 <u>〔新設〕</u>

改正後

地方総合通信局へ提出する無線局申請書の作成に係る費用を計上する場合は、技術管理費に計上するものとする。

3－3 技術者間接費

1)～3) [略]

3－4 その他

1) 月標準作業日数

屋内設備（電気通信設備）の場合、据付工における 1 ヶ月の作業日数は、休日等を考慮して 19 日を月標準作業日数とする。

なお、地中及び屋外の配管配線工等の屋外工事が主たる場合は、各地区の月標準作業日数とする。

月標準稼働日数＝月平均日数－{休日数＋作業待ち等日数}

＝30.4日－{10.4日＋1.0日}＝19.0日≒19日

月平均日数

月平均日数＝365日/12ヶ月＝30.4日

休日数

年間日曜日数＝365日/7日＝52.1日

年間祝祭日数＝16日（土曜日と重複しない4日を含む）

慣習休日数＝8日（1/2、1/3、8/14、8/15、8/16、12/29、12/30、12/31）

慣習休日のうち日曜日と重複する日数＝8日/7日＝1.1日（振替休日とならない日数）

土曜閉庁による休日数＝365日/7日＝52.1日

土曜閉庁による休日数のうち祝祭日・慣習休日と重複する日数

＝52.1日×{（16.0日－4.0日）＋8.0日}／365日＝2.9日（振替休日とならない日数）

年間休日数＝52.1日＋16.0日＋8.0日－1.1日＋52.1日－2.9日＝124.2日

月平均休日数＝124.2日／12ヶ月＝10.4日

作業待ち等日数

機械の月標準作業待ち等の日数で、1.0日／月を標準に施工実態等により決定する。

2)～3) [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛

1～5 [略]

6 無線局申請書作成歩掛

6－1 各申請書の作成歩掛

	申請書作成	局種	単位	数量	技術員（人）
1	免許申請	固定局	局	1	1.0
2	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.7
3	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.3
4	同上	無線標定陸上局	局	1	0.7
5	許可申請	高周波利用設備	局	1	0.7

改正前

3－2 技術者間接費

1)～3) [略]

3－3 その他

1) 月標準作業日数

屋内設備（電気通信設備）の場合、据付工における 1 ヶ月の作業日数は、休日等を考慮して 19 日を月標準作業日数とする。

なお、地中及び屋外の配管配線工等の屋外工事が主たる場合は、各地区の月標準作業日数とする。

月標準稼働日数＝月平均日数－{休日数＋作業待ち等日数}

＝30.4日－{10.3日＋1.0日}＝19.1日≒19日

月平均日数

月平均日数＝365日/12ヶ月＝30.4日

休日数

年間日曜日数＝365日/7日＝52.1日

年間祝祭日数＝15日（土曜日と重複しない4日を含む）

慣習休日数＝8日（1/2、1/3、8/14、8/15、8/16、12/29、12/30、12/31）

慣習休日のうち日曜日と重複する日数＝8日/7日＝1.1日（振替休日とならない日数）

年間土曜日数＝365日/7日＝52.1日

土曜閉庁による休日のうち祝祭日・慣習休日と重複する日数

＝52.1日×{（15.0日－4.0日）＋8.0日}／365日＝2.7日（振替休日とならない日数）

年間休日数＝52.1日＋15.0日＋8.0日－1.1日＋52.1日－2.7日＝123.4日

月休日数＝123.4日／12ヶ月＝10.3日

作業待ち等日数

機械の月標準作業待ち等の日数で、1.0日／月を標準に施工実態等により決定する。

2)～3) [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛

1～5 [略]

〔新設〕

改正後

6	変更申請	固定局	局	1	0.7
7	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.5
8	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.2
9	同上	無線標定陸上局	局	1	0.5
10	変更許可申請	高周波利用設備	局	1	0.5

(注) 1. 再免許申請には適用しない。

2. 購入・役務契約には適用しない。

3. 無線設備は現用（1 台）構成の場合の歩掛。

4. 同一局において無線設備が異なる 2 方路目以降の申請は 0.7 倍とし、同一設備で現用予備構成（2 台）の場合は 1.4 倍とする。

（例）2 方路の場合は 1.7 倍（1+0.7）。

現用予備（1 号・2 号機）構成の場合は 1.4 倍。

現用予備と現用のみの 2 方路の場合は、1.4+（1×0.7）=2.1 倍。

5. 複数局をまとめて1つで申請する場合は、1 局分の歩掛とする。

（例）陸上移動局 3 台を 1 申請で行う場合は 1 局。

6. 同一装置において、無線局種別が異なることから複数申請となる場合は各々 1 局とする。

（例）陸上移動局兼携帯局の場合は 2 局。

7 既設機器と新設機器を並行運用する際の仮移設歩掛等の取扱い

既設機器（撤去対象）を仮移設（近距離に移設する場合）し、新設機器の設置及び調整を完了するまでの間、一時的に並行運用する場合の積算については以下のとおりとする。

7－1 歩掛、機器管理費

[略]

7－2 留意事項

[略]

第 3 章 質疑応答

第 1 共 通

1－1～1－16 [略]

1－17 （月標準作業日数）

施設機械工事における月標準作業日数について示されたい。

屋内設備（ポンプ設備）の場合、据付工における1ヶ月の作業日数は、休日等を考慮して19日を月標準作業日数とする。

また、屋外設備（水門設備等）の場合、据付工における1ヶ月の作業日数は、各地区の月標準作業日数とする。なお、屋内設備と屋外設備が錯綜する工事については、主たる設備の月標準作業日数を適用する。

月標準稼働日数＝月平均日数－{休日数＋作業待ち等日数}

＝30.4日 ―{10.4日＋1.0日} ＝19.0日≒19日

月平均日数

月平均日数＝365日/12ヶ月＝30.4日

改正前

6	変更申請	固定局	局	1	0.7
7	同上	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.5
8	同上	陸上移動局、携帯局	局	1	0.2
9	同上	無線標定陸上局	局	1	0.5
10	変更許可申請	高周波利用設備	局	1	0.5

(注) 1. 再免許申請には適用しない。

2. 購入・役務契約には適用しない。

3. 無線設備は現用（1 台）構成の場合の歩掛。

4. 同一局において無線設備が異なる 2 方路目以降の申請は 0.7 倍とし、同一設備で現用予備構成（2 台）の場合は 1.4 倍とする。

（例）2 方路の場合は 1.7 倍（1+0.7）。

現用予備（1 号・2 号機）構成の場合は 1.4 倍。

現用予備と現用のみの 2 方路の場合は、1.4+（1×0.7）=2.1 倍。

5. 複数局をまとめて1つで申請する場合は、1 局分の歩掛とする。

（例）陸上移動局 3 台を 1 申請で行う場合は 1 局。

6. 同一装置において、無線局種別が異なることから複数申請となる場合は各々 1 局とする。

（例）陸上移動局兼携帯局の場合は 2 局。

6 既設機器と新設機器を並行運用する際の仮移設歩掛等の取扱い

既設機器（撤去対象）を仮移設（近距離に移設する場合）し、新設機器の設置及び調整を完了するまでの間、一時的に並行運用する場合の積算については以下のとおりとする。

6－1 歩掛、機器管理費

[略]

6－2 留意事項

[略]

第 3 章 質疑応答

第 1 共 通

1－1～1－16 [略]

1－17 （月標準作業日数）

施設機械工事における月標準作業日数について示されたい。

屋内設備（ポンプ設備）の場合、据付工における1ヶ月の作業日数は、休日等を考慮して19日を月標準作業日数とする。

また、屋外設備（水門設備等）の場合、据付工における1ヶ月の作業日数は、各地区の月標準作業日数とする。なお、屋内設備と屋外設備が錯綜する工事については、主たる設備の月標準作業日数を適用する。

月標準稼働日数＝月平均日数－{休日数＋作業待ち等日数}

＝30.4日 ―{10.3日＋1.0日} ＝19.1日≒19日

月平均日数

月平均日数＝365日/12ヶ月＝30.4日

改正後	改正前
休日数 年間日曜日数＝365日/7日＝52.1日 年間祝祭日数＝<u>16</u>日（土曜日と重複しない4日を含む） 慣習休日数＝8日（1/2、1/3、8/14、8/15、8/16、12/29、12/30、12/31） 慣習休日のうち日曜日と重複する日数＝8日/7日＝1.1日（振替休日とならない日数） <u>土曜閉庁による休日数</u>＝365日/7日＝52.1日 土曜閉庁による休日<u>数</u>のうち祝祭日・慣習休日と重複する日数 ＝52.1日×{（<u>16.0</u>日－4.0日）＋8.0日}／365日＝<u>2.9</u>日（振替休日とならない日数） 年間休日数＝52.1日＋<u>16.0</u>日＋8.0日－1.1日＋52.1日－<u>2.9</u>日＝<u>124.2</u>日 月<u>平均</u>休日数＝<u>124.2</u>日／12ヶ月＝<u>10.4</u>日 作業待ち等日数 機械の月標準作業待ち等の日数で、1.0日／月を標準に施工実態等により決定する。 第2～第5　　[略] 第6　塗装 6－1　　（施工面積） 標準歩掛　第7章塗装　表-7・2・5　工場塗装工標準歩掛及び表-7・3・2　現場塗装工標準歩掛において、鋼製付属設備の区分C,Dにおける単数当りの施工面積の算出方法を示されたい。 鋼製付属設備の区分 C,D における施工面積は、標準歩掛　第6章鋼製付属設備　表-6・1・1　区分及び内容の摘要欄内の設備毎の合計面積とする。	休日数 年間日曜日数＝365日/7日＝52.1日 年間祝祭日数＝<u>15</u>日（土曜日と重複しない4日を含む） 慣習休日数＝8日（1/2、1/3、8/14、8/15、8/16、12/29、12/30、12/31） 慣習休日のうち日曜日と重複する日数＝8日/7日＝1.1日（振替休日とならない日数） <u>年間土曜日数</u>＝365日/7日＝52.1日 土曜閉庁による休日のうち祝祭日・慣習休日と重複する日数 ＝52.1日×{（<u>15.0</u>日－4.0日）＋8.0日}／365日＝<u>2.7</u>日（振替休日とならない日数） 年間休日数＝52.1日＋<u>15.0</u>日＋8.0日－1.1日＋52.1日－<u>2.7</u>日＝<u>123.4</u>日 月休日数＝<u>123.4</u>日／12ヶ月＝<u>10.3</u>日 作業待ち等日数 機械の月標準作業待ち等の日数で、1.0日／月を標準に施工実態等により決定する。 第2～第5　　[略] [新設]

○電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
別 紙 電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料) 第 1 ～第 2 [略] 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直 接 費 直接費にかかる積算の各費目は、次のとおりとする。 1) 労 務 費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、<u>その基準日額は農村振興局長が別に定めるものとし</u>、積算は次のとおりとする。 イ・ロ [略] (2) [略] 2) [略] 3) 直接経費 直接経費は、点検業務を実施するのに必要な機械経費、宿泊費、その他とし必要に応じて計上する。 (1) [略] (2) 旅費交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者・点検技術員の交通費、旅行日の賃金、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>の費用である。 (3)・(4) [略] 4) [略] 1－2 ～ 1－4 [略] 第 4 [略] 第 5 運 用 1 ・ 2 [略] 3 旅費・交通費 [略] 1) ～ 3) [略]	別 紙 電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料) 第 1 ～第 2 [略] 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直 接 費 直接費にかかる積算の各費目は、次のとおりとする。 1) 労 務 費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、積算は次のとおりとする。 イ・ロ [略] (2) [略] 2) [略] 3) 直接経費 直接経費は、点検業務を実施するのに必要な機械経費、宿泊費、その他とし必要に応じて計上する。 (1) [略] (2) 旅費交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者・点検技術員の交通費、<u>且当</u>、旅行日の賃金<u>及び宿泊料</u>の費用である。 (3)・(4) [略] 4) [略] 1－2 ～ 1－4 [略] 第 4 [略] 第 5 運 用 1 ・ 2 [略] 3 旅費・交通費 [略] 1) ～ 3) [略]

改正後	改正前
3－1　　[略] 3－2　旅費・交通費の積算（積み上げ計上） 1)　[略] 2) 日々通勤 起点から点検場所間が１時間以下を対象とし、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 [削る。] (1)　ライトバン運転費 　　[略] (2)　有料道利用料金 　　[略] 3) 滞在 起点から点検場所間が１時間超えを対象とし、<u>宿泊費、宿泊手当</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>宿泊費</u> 　　<u>宿泊費は、滞在期間中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> 　　<u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。</u> (2)　<u>宿泊手当</u> 　　<u>宿泊手当は、宿泊を伴う場合に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> (3)～(4)　　[略] 4・5　　[略]	3－1　　[略] 3－2　旅費・交通費の積算（積み上げ計上） 1)　[略] 2) 日々通勤 起点から点検場所間が１時間以下を対象とし、<u>普通日額旅費</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>普通日額旅費</u> 　　<u>点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：８１８円</u> 　　<u>イ　点検技術員：７１８円</u> (2)　ライトバン運転費 　　[略] (3)　有料道利用料金 　　[略] 3) 滞在 起点から点検場所間が１時間超えを対象とし、<u>日当、滞在日額旅費</u>、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1)　<u>日当</u> 　　<u>各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：２，０００円</u> 　　<u>イ　点検技術員：１，５４５円</u> (2)　<u>滞在日額旅費</u> 　　<u>移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u> 　　<u>ア　点検技術者：８，３５４円</u> 　　<u>イ　点検技術員：６，７３６円</u> (3)～(4)　　[略] 4・5　　[略]

施工パッケージ導入一覧表: 令和7年4月以降適用
施工パッケージ目次

番号	名 称
【土木工事】	
1	SP 掘削
2	SP 土砂等運搬
3	SP 整地
4	SP 路体(築堤)盛土・埋戻
5	SP 路床盛土
6	SP 押土(ルース)
7	SP 積込(ルース)
8	SP 人力積込
9	SP 床掘り
10	SP 掘削補助機械搬入搬出
11	SP 基面整正
12	SP 舗装版破碎積込(小規模土工)
13	SP 法面整形
14	SP じゃかご
15	SP ふとんかご
16	SP 止杭打込
17	SP 補強土壁壁面材組立・設置
18	SP 補強材取付(帯鋼補強土壁、アンカー補強土壁)
19	SP 補強材取付(ジオテキスタイル補強土壁(二重壁タイプ))
20	SP 補強土壁まき出し・敷均し、締固め
21	SP 碎石投入
22	SP ジオテキスタイル壁面材組立・設置
23	SP ジオテキスタイル敷設
24	SP ジオテキスタイルまき出し・敷均し、締固め
25	SP プレキャスト擁壁設置
26	SP コンクリートブロック積
27	SP 大型ブロック積
28	SP 間知ブロック張
29	SP 平ブロック張
30	SP 連節ブロック張
31	SP 胴込・裏込コンクリート
32	SP 胴込・裏込材(碎石)
33	SP 遮水シート張
34	SP 吸出し防止材(全面)設置
35	SP 現場打基礎コンクリート

番号	名 称
36	SP 現場打小口止コンクリート
37	SP 現場打横帯(隔壁)コンクリート
38	SP 天端コンクリート
39	SP プレキャスト基礎ブロック
40	SP プレキャスト小口止ブロック
41	SP プレキャスト横帯(隔壁)ブロック
42	SP プレキャスト巻止ブロック
43	SP 石積(練石)(複合)
44	SP 石張(複合)
45	SP 石積(張)
46	SP 胴込・裏込コンクリート(石積(張)工)
47	SP 裏込材(クラッシュラン)(石積(張)工)
48	SP 吸出し防止材設置
49	SP 舗装版破碎
50	SP 舗装版切断
51	SP 殻運搬
52	SP 吹付法面取壊し
53	SP 削孔(アンカー)
54	SP アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)
55	SP グラウト注入(アンカー)
56	SP ホーリングマシン移設(アンカー)
57	SP 足場(アンカー)
58	SP 基礎碎石
59	SP 裏込碎石
60	SP コンクリート
61	SP 型枠
62	SP 目地板
63	SP 止水板
64	SP シール材
65	SP 粉体噴射攪拌
66	SP 粉体噴射攪拌(移設)
67	SP 粉体噴射攪拌(軸間変更)
68	SP コンクリート分水槽据付
69	SP ボックスカルバート機械据付
70	SP 消波根固めブロック製作
71	SP 消波根固めブロック横取り

施工パッケージ導入一覧表: 令和7年4月以降適用
施工パッケージ目次

番号	名 称	番号	名 称
72	SP 消波根固めブロック積込み	101	SP 防雪柵
73	SP 消波根固めブロック荷卸	102	SP 防雪柵現地張出し・収納
74	SP 消波根固めブロック据付け	103	SP ホーリング
75	SP 消波根固めブロック運搬	104	SP 保孔管
76	SP 捨石	105	SP ホーリング仮設機材
77	SP 表面均し	106	SP 足場(地表)
78	SP 多自然型護岸工(木杭打工)	【土木工事・施設機械】	
79	SP 遠心力鉄筋コンクリート管(B形)	107	SP コンクリートアンカーボルト設置
80	SP 安定処理	108	排水管設置
81	SP 不陸整正	109	SP 橋梁用高欄
82	SP 下層路盤(車道・路肩部)	110	SP 型枠(鋼橋床版)
83	SP 下層路盤(歩道部)	111	SP 養生(鋼橋床版)
84	SP 上層路盤(車道・路肩部)	【ICT】	
85	SP 上層路盤(歩道部)	112	SP 掘削(ICT)
86	SP 基層(車道・路肩部)	113	SP 路体(築堤)盛土(ICT)
87	SP 中間層(車道・路肩部)	114	SP 路床盛土(ICT)
88	SP 表層(車道・路肩部)	115	SP 床掘り(ICT)
89	SP 基層(歩道部)	116	SP 法面整形(ICT)
90	SP 中間層(歩道部)	117	SP 不陸整正(ICT)
91	SP 表層(歩道部)	118	SP 下層路盤(車道・路肩部)(ICT)
92	SP アスカーブ	119	SP 上層路盤(車道・路肩部)(ICT)
93	SP プレキャストマンホール		
94	SP プレキャストL形側溝(製品長 0.6m/個)		
95	SP 暗渠排水管		
96	SP フィルター材		
97	SP 歩車道境界ブロック		
98	SP 地先境界ブロック		
99	SP 歩車道境界ブロック撤去		
100	SP 地先境界ブロック撤去		

- 1) 入札時に配布する「参考資料」(金抜き設計書)について
 施工パッケージ型単価では、使用する機械の単価コードを表示していますが、施工パッケージの種類によっては、
 1)の公表資料に基づき損耗費が含まれています。
 例) SP土砂等運搬におけるダンプトラックは「タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む」

公表用歩掛・単価一覧表:令和7年4月適用
目次

番号	工 種
1	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)
2	締固工(振動ロー締固め4.0m未満)
3	締固工(タイヤロー締固め)
4	ため池堤体締固工(振動ロー締固め)
5	練石積工(現場発生材)
6	石積工(現場発生材)(空石積)
7	裏込工(栗石)(ブロック積(張))
8	裏込工(栗石)(石積(張))
9	基礎材(基礎栗石工)
10	流量計(ウォルマン型)設置
11	積上げボックスタイプ据付
12	不陸整正工
13	【ガードレール設置】
14	畑面ほ場整備整地工(ブルドーザ)
15	人力石礫除去工
16	芝工(耳芝)
17	管(函)渠型側溝[L=2000-φ600まで]
18	碇着鉄筋
19	保孔管挿入工(ガス管)
20	ガス管孔あけ加工
21	保孔管設置
22	地すべり実態調査
23	地下水調査(携帯用触針式水位計)
24	パイプ歪計
25	孔内傾斜計
26	法止ブロック
27	カーブミラー設置
28	落口工人力布設
29	分水トラフ
30	(単価)ガードレール基本3色加算額

[illegible]

1	名称	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)		施工単位	m ³		
1. 適用範囲							
ダンプトラックによるコンクリート塊、アスファルト塊の運搬に適用する。							
2. 土質区分の選択							
表1							
土質区分		土質による補正係数(K)		機械の補正係数			
コンクリート塊(無筋)		1.30		1.00			
コンクリート塊(有筋)		1.37		1.00			
アスファルト塊		1.30		1.00			
3. 機械損料算定表							
表2							
運搬機械区分(t積級)		運転労務数量(人/日)		燃料消費量(L/日)		機械損料数量	
4.0		1		33		1.17	
2.0		1		20		1.18	
4. ダンプトラック4.0t積級の運搬距離区分、積込機械区分及びDID通行区分の選択						表3	
運搬距離(4.0t積級)		積込機械区分					
		山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)			
		DID区間					
		無し	有り	無し	有り		
0.2km以下		0.17	0.17	0.19	0.19		
1.0km以下		0.22	0.22	0.24	0.24		
1.5km以下		0.27	0.27	0.29	0.29		
2.0km以下		0.32	0.32	0.34	0.34		
2.5km以下		0.32	0.37	0.34	0.39		
3.0km以下		0.37	0.37	0.39	0.39		
3.5km以下		0.37	0.42	0.39	0.44		
4.0km以下		0.42	0.47	0.44	0.49		
4.5km以下		0.47	0.47	0.49	0.49		
5.0km以下		0.47	0.52	0.49	0.54		
5.5km以下		0.52	0.52	0.54	0.54		
6.0km以下		0.52	0.57	0.54	0.59		
7.0km以下		0.57	0.57	0.59	0.59		
7.5km以下		0.57	0.77	0.59	0.79		
9.0km以下		0.77	0.77	0.79	0.79		
10.0km以下		0.77	0.87	0.79	0.89		
12.0km以下		0.87	0.87	0.89	0.89		
13.0km以下		0.87	1.07	0.89	1.09		
17.0km以下		1.07	1.07	1.09	1.09		
19.0km以下		1.07	1.47	1.09	1.49		
27.0km以下		1.47	1.47	1.49	1.49		

運搬距離(4.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	DID 区間			
	無し	有り	無し	有り
35.0km以下	1.47	2.27	1.49	2.29
60.0km以下	2.27	2.27	2.29	2.29

運搬距離(2.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	DID 区間			
	無し	有り	無し	有り
0.3km以下	0.33	0.33	0.39	0.39
1.0km以下	0.38	0.38	0.44	0.44
1.5km以下	0.48	0.48	0.54	0.54
2.5km以下	0.58	0.58	0.64	0.64
3.0km以下	0.68	0.68	0.74	0.74
3.5km以下	0.78	0.78	0.84	0.84
4.5km以下	0.88	0.88	0.94	0.94
5.0km以下	0.98	0.98	1.04	1.04
5.5km以下	0.98	1.18	1.04	1.24
6.5km以下	1.18	1.18	1.24	1.24
7.0km以下	1.18	1.38	1.24	1.44
8.0km以下	1.38	1.38	1.44	1.44
9.0km以下	1.38	1.68	1.44	1.74
11.0km以下	1.68	1.68	1.74	1.74
12.0km以下	1.68	2.18	1.74	2.24
15.0km以下	2.18	2.18	2.24	2.24
17.0km以下	2.18	2.88	2.24	2.94
24.0km以下	2.88	2.88	2.94	2.94
28.5km以下	2.88	4.38	2.94	4.44
60.0km以下	4.38	4.38	4.44	4.44

- ・上表は、土砂を10m³当たり運搬する日数である。
- ・運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。

5. 路面条件の選択 表4

路面条件
良好
普通
不良

- ・消耗部品(タイヤ)の適用条件は、下記による。
 - 良好：舗装道その他これに準ずる良好な搬路における運行が主な場合。
 - 普通：路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる搬路における運行が主な場合。
 - 不良：破碎岩の混入する搬路又は、河床路上等における運行が主でタイヤの損耗が著しいと認められる場合。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。

(m3/日)

$$QD = \frac{1.0}{\text{表3(10m3当たりダンプトラック運搬日数)}} \times 10 \times \frac{1.0}{\text{表1(土質による補正係数(K))}}$$

施工単価構成内訳

10m3当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ダンプトラック	表2	表1*表2*表3	供用日	
(2) 消耗部品費	タイヤ	表1*表3	供用日	
(3) 軽油		表1*表2*表3	L	
(4) 運転手(一般)		表1*表2*表3	人	
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価		1.0	m3	(5)/10.0
(7) 1日当たり作業量			m3	QD

2	名称	締固工(振動ローラ締固め4.0m未満)	施工単位	m ³	
1. 適用範囲					
振動ローラによる一般工事(道路工事および管水路基礎以外)の、施工幅員が4.0m未満の構造物の埋戻に伴う締固め作業に適用する。					
2. 使用機械					
使用機械		規格			
振動ローラ		排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0～4.0t ハンドガイド式 0.8～1.1t			
・振動ローラは賃料とする。					
・施工幅員が4.0m以上の場合には適用できない。					
3. 工種区分及び規格区分の選択				表1	
工種区分		規格区分	1日当たり施工量(m ³)	軽油(L)	
埋戻	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0～4.0t		86	17	
	ハンドガイド式 0.8～1.1t		50	5.7	
施工単価構成内訳			1日(QDm ³)当たり算出		
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型)	3.0～4.0ton	1.6	日	規格が3.0～4.0の時
(1)	振動ローラ(ハンドガイド式)	0.8～1.1ton	1.44	日	規格が0.8～1.1の時
(2)	軽油	ハトロール給油	表1	L	
(3)	運転手(特殊)		1	人	規格が3.0～4.0の時
(3)	特殊作業員		1	人	規格が0.8～1.1の時
(4)	合計				Σ(1)～(3)
(5)	単価		1.0	m ³	(4)/QD
(6)	1日当たり作業量		QD	m ³	
能力算定式					
1. 1日当たり作業量(QD)					
QD＝表1(1日当たり施工量) (m ³ ／日)					

3	名称	締固工(タイヤローラ締固め)	施工単位	m ³	
1. 適用範囲					
タイヤローラによる締固め作業で、ブルドーザによる締固め作業が適さない場合に適用する。					
2.使用機械					
使用機械		規格			
タイヤローラ		排対型(2次)8～20ton			
・タイヤローラは賃料とする。					
・ブルドーザーによる一連の敷均し締固め作業の場合は適用できない。					
3. 工種区分及び作業条件の選択			表1		
工種区分		作業条件			
		標準	障害あり		
路体		940	360		
路床		440	120		
築堤		940	360		
施工単価構成内訳					
1日(QDm ³)当たり算出					
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	タイヤローラ	8～20ton	1.36	共用日	
(2)	軽油	ハートル給油	32	L	
(3)	運転手(特殊)		1	人	
(4)	合計				Σ(1)～(3)
(5)	単価		1.0	m ³	(4)/QD
(6)	1日当たり作業量		QD	m ³	
能力算定式					
1. 1日当たり作業量(QD)					
QD＝表1(1日当たり施工量) (m ³ ／日)					

4	名称	ため池堤体締固工(振動ローラ締固め)		施工単位	m ³
---	----	--------------------	--	------	----------------

1. 適用範囲
振動ローラによるため池堤体工事の刃金土、韃土、背面盛土の締固めを行う作業に適用する。

2. 使用機械

使用機械	規格
振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0～4.0t
	ハンドガイド式 0.8～1.1t

・一層の仕上り厚さ及び締固め回数は目的とする締固め度等により決定する。
・振動ローラは賃料とする。

3. 規格区分の選択 表1

規格区分	締固め速度(m/時間)	有効締固め幅(m)	軽油(L/日)
排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0～4.0t	1000	0.8	17
ハンドガイド式 0.8～1.1t	900	0.6	5.7

4. 一層の締固め回数(同一点を主荷重輪が通過した回数)の入力 表2

一層の締固め回数	0 回
----------	-----

5. 一層の仕上り厚さ(締固め後の厚さ)の入力 表3

一層の仕上り厚さ	0.00 m
----------	--------

(小数点以下3位四捨五入2位止まり)

施工単価構成内訳 1日(QDm³)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 振動ローラ(搭乗式コンバインド型)	3.0～4.0ton	1.6	日	規格が3.0～4.0の時
(1) 振動ローラ(ハンドガイド式)	0.8～1.1ton	1.44	日	規格が0.8～1.1の時
(2) 軽油	ハットロール給油	表1	L	
(3) 運転手(特殊)		1	人	規格が3.0～4.0の時
(3) 特殊作業員		1	人	規格が0.8～1.1の時
(4) 合計				Σ(1)～(3)
(5) 単価		1.0	m ³	(4)/QD
(6) 1日当たり作業量		QD	m ³	

能力算定式

1. 運転1時間当たり作業量は次の算定式によって求める。

$$Q = \frac{V \times W \times D \times E}{N} \text{ (m}^3\text{/時間) (小数点以下3位四捨五入2位止まり)}$$

D: 仕上り厚さ(締固め後の厚さ)(表3参照)
V: 締固め速度(表1参照)
W: 1回の有効締固め幅(表1参照)
N: 締固め回数(表2参照)
E: 作業効率(0.40)

2. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。

$$QD = Q \times T (\text{m}^3/\text{日})$$

Q: 運転1時間当たり作業量

T: 振動ローラの1日当たり運転時間 = (3)欄 / (4)欄

参考

1. 振動ローラ(3.0~4.0t)の1日当たり運転時間(T) = $\frac{(3)\text{欄}}{(4)\text{欄}} = 4.0 \text{ 時間}$

2. 振動ローラ(0.8~1.1t)の1日当たり運転時間(T) = $\frac{(3)\text{欄}}{(4)\text{欄}} = 5.1 \text{ 時間}$

5	名称	練石積工(現場発生材)	施工単位	m ²
1. 適用範囲				
・現場内で発生した玉石等雑石(控え長25cm以上75cm未満)を使用した石積工(練積)に適用する。				
・石材の選別作業が伴う場合は別途計上を行う。(発生材の集積・仮置作業は含まない)				
2.使用機械				
表1				
使用機械		規格		
バックホウ(クレーン機能付)		排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊		
・バックホウ(クレーン機能付)は、賃料とする。				
・施工に伴う材料の移動手間を含む。				
・裏込材が必要な場合は別途計上する。				
3.石積材料区分の選択(胴込コンクリート数量) 表2				
石積材料区分		胴込コンクリート(m ³)		
玉石(25cm)		0.83		
玉石(30cm)		1.00		
玉石(35cm)		1.17		
玉石(45cm)		1.50		
玉石(55cm)		1.83		
玉石(65cm)		2.17		
玉石(75cm)		2.50		
雑割石(30cm)		1.50		
雑割石(35cm)		1.75		
雑割石(45cm)		2.25		
雑割石(55cm)		2.75		
雑割石(65cm)		3.25		
雑割石(75cm)		3.75		
4.石積材料区分の選択(労務) 表3				
石積材料区分		特殊作業員 (胴込手間)	普通作業員 (胴込手間)	
玉石(25cm)		0.15	0.30	
玉石(30cm)		0.18	0.36	
玉石(35cm)		0.21	0.42	
玉石(45cm)		0.27	0.54	
玉石(55cm)		0.33	0.66	
玉石(65cm)		0.39	0.78	
玉石(75cm)		0.45	0.90	
雑割石(30cm)		0.27	0.54	
雑割石(35cm)		0.32	0.63	
雑割石(45cm)		0.41	0.81	
雑割石(55cm)		0.50	0.99	
雑割石(65cm)		0.59	1.17	
雑割石(75cm)		0.68	1.35	

5.裏込コンクリート選択(労務)

表4

コンクリート厚	特殊作業員(打設手間)	普通作業員(打設手間)	コンクリート数量
無し	-	-	-
10cm	0.18	0.36	1.0
15cm	0.27	0.54	1.5
20cm	0.36	0.72	2.0

6.水抜管数量

表5

石積材料区分 (控長)	裏込コンクリート厚			
	無し	10cm	15cm	20cm
玉石(25cm)	0.25	0.33	0.38	0.42
玉石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
玉石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
玉石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
玉石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
玉石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
玉石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83
雑割石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
雑割石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
雑割石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
雑割石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
雑割石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
雑割石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83

施工単価構成内訳

10㎡当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 世話役		0.54	人	
(2) 石工		0.86	人	
(3) 普通作業員		1.00	人	
(4) ハックホウ(クレーン機能付)	表1	1.01	日	
(5) 運転手(特殊)		0.65	人	
(6) 軽油		42	L	
(7) 胴込コンクリート	18-40-8	表.2*(1.00+0.19)	m3	
(8) 特殊作業員	胴込手間	表.3	人	
(9) 普通作業員	胴込手間	表.3	人	
(10) 雑品(胴込コンクリート)	20%	0.20		(8)+(9)
(11) 裏込コンクリート	18-40-8	表.4*(1.00+0.19)	m3	
(12) 特殊作業員	裏込手間	表.4	人	
(13) 普通作業員	裏込手間	表.4	人	
(14) 雑品(裏込コンクリート)	1%	0.01		(12)+(13)
(15) 硬質塩化ビニール管	VU φ 40	表.5	本	
(16) 合計				Σ (1)～(15)
(17) 単価		1.00	㎡	(16)／10
(18) 1日当り作業量			㎡	QD

・雑品とは、パイプレタ、手車、抜き型枠等の経費及びその他材料の費用である。

1日当り作業量

$$QD = 10\text{㎡} / 0.86\text{人(石工歩掛)} \quad (\text{㎡} / \text{日})$$

6	名称	石積工(現場発生材)(空石積)	施工単位	m ²	
1. 適用範囲					
・現場内で発生した玉石等雑石(控長25cm以上75cm未満)を使用した石積工(空積)に適用する。					
・石材の選別作業が伴う場合は別途計上を行う。(発生材の集積・仮置作業は含まない)					
2.使用機械					
表1					
使用機械		規格			
バックホウ(クレーン機能付)		排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3)2.9t吊			
・バックホウ(クレーン機能付)は賃料とする。					
・施工に伴う材料の移動手間を含む。					
・裏込材、裏込コンクリートが必要な場合は別途計上する。					
施工単価構成内訳					
10m ² 当たり算出					
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	世話役		0.54	人	
(2)	石工		0.86	人	
(3)	普通作業員		1	人	
(4)	バックホウ(クレーン機能付)	表1	1.01	日	
(5)	運転手(特殊)		0.65	人	
(6)	軽油		42	L	
(7)	合計				Σ(1)~(6)
(8)	単価		1.0	m ²	(7)/QD
(9)	1日当たり作業量		QD	m ²	
能力算定式					
1. 1日当たり作業量(QD)					
QD=10m ² ÷0.86人(石工歩掛) (m ² ／日)					
2. 施工範囲					
本歩掛で対応しているのは、下図の実線部分のみである。					
基 礎 工 → 材料設置 及び吊込み → 積 立 て → 間 詰 め					

7	名称	裏込工(栗石)(ブロック積(張))	施工単位	m ³
1. 適用範囲 ブロック積み・ブロック張りに裏込工(栗石)を施工する場合に適用する。				
2. 裏込材料区分 表1				
材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量	
新材	栗石	11.4	2.3	
再生材	栗石	11.4	2.3	
・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。				
3. 施工区分の選択 表2				
施工区分	世話役	普通作業員	諸雑費率(%)	
ブロック積	0.5	1.4	12.0	
ブロック張	0.4	0.8	16.0	
4. 潮待区分の選択 表3				
潮待区分				
1.00				
1.10				
1.20				
1.30				
施工単価構成内訳 10m³当たり算出				
名称	規格	数量	単位	備考
(1) 土木一般世話役		表2×表3	人	
(2) 普通作業員		表2×表3	人	
(3) 諸雑費		表2/100		Σ(1)～(2)
(4) 裏込材		表1	m ³	
(5) 間隙充填材	裏込材が栗石の時	表1	m ³	
(6) 合計				Σ(1)～(5)
(7) 単価		1.0	m ³	(6)/10.0
(8) 1日当たり作業量		QD	m ³	
・諸雑費は、投入・突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。				
能力算定式				
1. 1日当たり作業量(QD)				
$QD = 10m^3 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (m^3 / \text{日} \cdot \text{人})$				
$\Sigma H = P + GR1 \quad P: \text{基本給対象作業時間内の作業時間} \quad GR1: \text{超勤割増対象作業時間}$				

8	名称	裏込工(栗石)(石積(張))		施工単位	m ³
1. 適用範囲					
石積み・石張りに裏込工(栗石)を施工する場合に適用する。					
2. 裏込材料区分				表1	
材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量		
新材	栗石	11.4	2.3		
再生材	栗石	11.4	2.3		
・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。					
3. 施工区分の選択				表2	
施工区分	普通作業員				
石積み	1.9				
石張り	1.0				
4. 諸経費率(%)				表3	
施工区分	数量				
石積み	3.0				
石張り	4.0				
4. 潮待区分の選択				表4	
潮待区分					
1.00					
1.10					
1.20					
1.30					
施工単価構成内訳				10m ³ 当たり算出	
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	普通作業員		表2×表4	人	
(2)	諸雑費		表3/100		(1)
(3)	裏込材		表1	m ³	
(4)	間隙充填材	裏込材が栗石の時	表1	m ³	
(5)	合計				Σ(1)～(4)
(6)	単価		1.0	m ³	(5)/10.0
(7)	1日当たり作業量		QD	m ³	
・諸雑費は、投入・突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。					
能力算定式					
1. 1日当たり作業量(QD)					
QD＝10m ³ ／普通作業員歩掛(人)×ΣH/8 (m ³ ／日・人)					
ΣH＝P＋GR1 P:基本給対象作業時間内の作業時間 GR1:超勤割増対象作業時間					

9	名称	基礎材(基礎栗石工)		施工単位	m ²
1. 適用範囲 無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎栗石工に適用する。 なお、再生資材を用いる場合にも適用する。ただし、基礎・裏込砕石工には適用しない。					
2. 工種の選択及び工種区分の選択				表1	
工種区分		世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	日当たり施工量(m ²)
敷均し		0.7	1.2	3.4	161
敷並べ		0.9	1.2	3.1	100
・「敷均し」とは、掘削整形された床に栗石を機械投入し、所定の厚さに敷均し、つき固め仕上げる工法である。 ・「敷並べ」とは、掘削整形された床に栗石を機械投入し、人力により敷並べ、間隙充填材料を入れ、つき固め仕上げる工法である。					
3. バックホウ1日当たり運転			表2		
工種区分		特殊運転手(人)	軽油(L)	賃貸(機械賃料)数量	
敷均し		1.00	64	1.00	
敷並べ		0.58	37	0.79	
4. 材料区分の選択及び材料規格の選択表3					
材料区分		規格区分			
栗石		径 10cm程度			
		径 15cm程度			
割栗石		5～15cm			
		15～20cm			
5. 敷厚の入力			表4		
敷厚(m)			0		
・敷均し及び敷並べ厚の入力は、0.30mまでを対象とする。					
6. 充填材料区分及び充填材規格の選択				表5	
工種区分		間隙充填材区分	間隙充填材規格		
敷並べ		切込砂利	-		
		洗砂利	40mm以下		
		コンクリート用砕石	40～5mm以下		
		クラッシャラン	C-40 40～0mm(JIS規格品)		
			C-40 40～0mm(JIS規格外)		
		砕石ダスト	0～2.5mm		
		高炉スラグ	CS-40 40～0mm		
		再生クラッシャラン	RC-40 40～0mm		
		山砂	クッション用		
		洗砂(細骨材)	荒目		
細目					
敷並べにおける間隙充填材(クラッシャラン等)の使用量は、栗石使用量の20%する。					

7. 潮待ち区分の選択 表6

潮待補正
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

1日(QDm²)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 材料	表3	表4*表1*(1+0.14)	m ³	
(2) 間隙充填材	表5	表4*表1*(1+0.14)*0.2	m ³	敷並べの時
(3) 世話役		表1*表6	人	
(4) 特殊作業員		表1*表6	人	
(5) 普通作業員		表1*表6	人	
(6) バックホウ	山積0.8m ³	表2	日	
(7) 軽油		表2	L	
(8) 運転手(特殊)		表2*表6	人	
(9) 諸雑費		0.006		Σ(3)~(8)
(10) 合計				Σ(1)~(9)
(11) 単価		1.0	m ²	(10)/10.0
(12) 1日当たり作業量		QD	m ²	

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = \text{表1(日当たり施工量)} \quad (\text{m}^2/\text{日})$$

10	名称	流量計(ウォルトマン型)設置		施工単位	個
1. 適用範囲					
流量計(ウォルトマン型)の人力据付に適用する。					
2. 流量計設置(10個当たり)				表1	
口径区分	世話役	特殊作業員	普通作業員		
3/8(10A)	0.03	0.22	0.19		
1/2(15A)	0.18	0.37	0.35		
3/4(20A)	0.33	0.52	0.50		
1(25A)	0.48	0.68	0.66		
1 1/4(32A)	0.70	0.89	0.88		
1 1/2(40A)	0.94	1.14	1.13		
2(50A)	1.24	1.44	1.44		
取付等に伴う材料の移動手間を含む。					
施工単価構成内訳				10個当たり算出	
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	流量計(ウォルトマン型)		10	個	
(2)	世話役		表1	人	
(3)	特殊作業員		表1	人	
(4)	普通作業員		表1	人	
(5)	合計				Σ(1)～(4)
(6)	単価		1.0	個	Σ(5)/10.0
(7)	1日当たり作業量		QD	個	
能力算定式					
1. 1日当たり作業量					
P : 基本給対象時間以内の作業時間					
GR1 : 超勤割増対象作業時間					
ΣH = P + GR1					
QD = 10個 ÷ 表1(特殊作業員歩掛(人)) × ΣH/8 (個/日)					

11	名称	積上げボックスタイプ据付	施工単位	箇所	
1. 適用範囲					
積上げボックスタイプ(空気弁用、流量計用、制水弁用)の据付に適用する。					
施工単価構成内訳			1箇所当たり算出		
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	世話役		0.13×重量	人	
(2)	特殊作業員		0.13×重量	人	
(3)	普通作業員		0.25×重量	人	
(4)	合計				Σ(1)～(3)
(5)	単価		1.0	箇所	(4)/1.0
重量とは1組合計重量(t)					

12	名称	不陸整正工		施工単位	m ²				
1. 適用範囲 車道部においてモータグレーダ3.1m級を使用し、路床、路盤等の不陸整正する作業に適用する。									
締固めの有無、補足材の有無、補足材の種別選択					表1				
締固めの有無		補足材の有無	補足材の種別	規格	補足材の補正值				
無し		無し	—	—	0				
		有り	粒度調整碎石	M-40	0.06				
				M-30	0.06				
				M-25	0.06				
			クラッシャー	C-40	0.06				
				C-30	0.06				
				C-20	0.06				
			再生粒度調整碎石	RM-40	0.06				
				RM-30	0.06				
			再生クラッシャー	RC-40	0.06				
RC-30	0.06								
補足材の敷均し厚さの入力 表2 (cm)									
補足材の厚さ		0							
施工単価構成内訳					1日(1,580m ²)当たり算出				
名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	補足材	表1		1580*表2/100 *(1.00+表1)		m3		補足材有りの時	
(2)	普通作業員			0.14*1580/100		人			
(3)	モータグレーダ	3.1m級		1.45		供用日			
(4)	軽油	ハ°trol給油		54		L			
(5)	特殊運転手			1.0		人			
(6)	合計							Σ(1)～(5)	
(7)	単価			1.0		m ²		(6)/1580. 0	
(8)	1日当たり作業量			QD		m ²			
能力算定式 1. 1日当たり作業量は次の算定式による。 QD=1,580 (m ² /日)									

13	名称	【ガードレール設置】			施工単位	m
1. 適用範囲						
市場単価方式による、ガードレールの設置に適用する。						
施工単価構成内訳					1m当たり算出	
名称		規格	数量	単位	備考	
(1)	ガードレール設置工		A	m		
(2)	曲げ支柱(加算額)		1.0	m	曲げ支柱の場合	
(3)	基本3色(加算額)		1.0	m	基本3色の場合 2. 参考(2)を参照	
(4)	ガードレール材料費 (控除額)		1.0	m	材料費を計上しない時 2. 参考(1)を参照	
(5)	合計				Σ(1)～(3)－(4)	
(6)	単価		1.0	m	(5)/1.0	
A=1.0×(施工規模加算率/100×時間制約補正係数×夜間作業補正係数×曲線部補正係数)						
施工規模、時間的制約の選択						
建込区分	施工規模	時間的制約	施工規模加算率(%)	時間制約補正係数		
土中建込	100m以上	受けない	0	1.0		
		受ける	0	1.1		
	50m以上100m未満	－	10	1.0		
	21m以上50m未満	－	20	1.0		
	21m未満	－	60	1.0		
コンクリート建込	100m以上	受けない	0	1.0		
		受ける	0	1.2		
	21m以上100m未満	－	20	1.0		
	21m未満	－	50	1.0		
夜間作業の選択						
建込区分	夜間作業	夜間作業補正係数	施工区分の選択			
土中建込	無し	1.0	施工区分	曲線部補正係数		
	有り	1.1	直線部	1.0		
コンクリート建込	無し	1.0	曲線部(半径30m以下)	1.1		
	有り	1.2				

2. 参考

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間＝(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)－材料費※₍₁₎

※₍₁₎: 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費※₍₂₎＋曲げ加工費)とする。また、21m未満の設置手間を算出する場合は、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合は標準材料費※₍₂₎を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※₍₂₎を30%割増)を控除すること。

※₍₂₎: 21m以上の場合、県基本単価及び物価資料等に掲載のある標準材料を指す。

(2) 基本3色ガードレールの設置費(機・労・材)の算出は、次式による。

(基本3色ガードレールとは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色)を施した製品)

設置費＝(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)＋材料費(ガードレール 基本3色加算額)※₍₃₎

※₍₃₎: 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(ガードレール 基本3色加算額)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合はガードレール基本3色加算額を40%割増、コンクリート建込の場合にはガードレール基本3色加算額を30%割増)を加算すること。

14	名称	畑面ほ場整備整地工(ブルドーザ)		施工単位	ha
1. 適用範囲					
現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地の場合のほ場整備工事にあつて、基盤造成が完了した後に行う、均平度±50mmの基盤整地作業及び表土整地作業に適用する。					
2. 適用機種 (ha/hr) 表1					
機種		規格	運転1時間当たり標準作業量(So)		
普通ブルドーザ		11t級	0.155		
		15t級	0.169		
湿地ブルドーザ		13t級	0.175		
		16t級	0.177		
超湿地ブルドーザ		18t級	0.214		
・ブルドーザは損料とする。					
3. 作業効率(E) 表2					
作業条件		基盤整地	表土整地		
良好		0.90	0.60		
普通		0.70	0.45		
不良		0.50	0.30		
作業条件は良好を標準とする。					
4. 整地作業の運転1時間当たり作業量(A)					
A=So×E (ha/時間)					
A: 運転1時間当たり作業量(ha/時間) (小数点以下3位四捨五入2位止め)					
So: 運転1時間当たり標準作業量(ha/時間) (表1)					
E: 作業効率 (表2)					
5. 労務歩掛(人/ha) 表3					
作業内容		世話役	普通作業員		
基盤整地		0.1	3.5		
表土整地		0.3	3.5		
施工単価構成内訳 1時間(Aha)当たり算出					
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	ブルドーザ	表1	1.0	時間	排対型(1次)
(2)	軽油	パトロール給油	①	L	
(3)	運転手(特殊)		②	人	
(4)	世話役		0.1*A	人	基盤整地の時
(4)	世話役		0.3*A	人	表土整地の時
(5)	普通作業員	補助労務	3.5*A	人	
(6)	合計				Σ(1)~(5)
(7)	単価		1.0	ha	(6)/A
①=機関出力×運転1時間当たり燃料消費率					
②=1/1日当たり運転時間 ※ブル1日当たり運転時間=(3)欄/(4)欄					

15	名称	人力石礫除去工	施工単位	ha					
1. 適用範囲									
ほ場面又は、造成面に露出している5cm～35cm程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込み、集積場まで運搬し、卸す一連の作業に適用する。									
10a当たり除去量の選択			表1						
10a当たり除去量 (m3／10a未満)		10a当たり数量							
		普通作業員(人)	運転日数(T1)						
0. 5未満		0.56	0.12						
0. 5～1		0.78	0.13						
1～2		1.21	0.15						
2～3		1.65	0.18						
3～4		2.08	0.20						
4～8		3.82	0.30						
8～12		5.56	0.39						
12～16		7.30	0.49						
16～20		9.04	0.59						
20～24		10.80	0.68						
24～28		12.50	0.78						
・不整地運搬車クローラ型油圧ダンプ式の1日当たり運転時間(T)=6.9時間									
施工単価構成内訳			10a当たり算出						
名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式2.0t		表1*1.75		日		排対型(1次)	
(2)	軽油			18*表1		L			
(3)	特殊運転手	不整地運搬車運転		表1		人			
(4)	普通作業員			表1		人			
(5)	合計							Σ(1)～(4)	
(6)	単価			1.0		ha		(5)*10	
(7)	1日当たり作業量			QD		ha			
・運搬距離は100m程度までとする。									
・集積場での卸しは油圧ダンプによる。									
・不整地運搬車は賃料とする。									
能力算定式									
1. 1日当たり作業量(QD)									
$QD = \frac{1}{\text{普通作業員(表1)}} \div 10$									

16	名称	芝工(耳芝)			施工単位	m																																										
1. 適用範囲																																																
人工芝を使用して盛土法面等に耳芝のみを植付ける場合に適用する。																																																
2. 適用区分 表1																																																
<table><tr><td colspan="2">材料</td></tr><tr><td colspan="2">人工芝(幅 7cm)</td></tr><tr><td colspan="2">人工芝(幅 15cm)</td></tr></table>							材料		人工芝(幅 7cm)		人工芝(幅 15cm)																																					
材料																																																
人工芝(幅 7cm)																																																
人工芝(幅 15cm)																																																
施工単価構成内訳					10m当たり算出																																											
<table><tr><td colspan="2">名称</td><td>規格</td><td>数量</td><td>単位</td><td colspan="2">備考</td></tr><tr><td>(1)</td><td>人工芝(耳芝)</td><td>表1</td><td>10.2</td><td>m</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>(2)</td><td>普通作業員</td><td></td><td>0.03</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>(3)</td><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">Σ(1)~(2)</td></tr><tr><td>(4)</td><td>単価</td><td></td><td>1.0</td><td>m</td><td colspan="2">(3)／10</td></tr><tr><td>(5)</td><td>1日当り作業量</td><td></td><td>QD</td><td>m</td><td colspan="2"></td></tr></table>							名称		規格	数量	単位	備考		(1)	人工芝(耳芝)	表1	10.2	m			(2)	普通作業員		0.03	人			(3)	合計				Σ(1)~(2)		(4)	単価		1.0	m	(3)／10		(5)	1日当り作業量		QD	m		
名称		規格	数量	単位	備考																																											
(1)	人工芝(耳芝)	表1	10.2	m																																												
(2)	普通作業員		0.03	人																																												
(3)	合計				Σ(1)~(2)																																											
(4)	単価		1.0	m	(3)／10																																											
(5)	1日当り作業量		QD	m																																												
能力算定式																																																
1. 1日当たり作業量(QD)																																																
QD=10m÷普通作業員歩掛(人)×ΣH/8 (m/日)																																																
ΣH=P+GR1																																																
P:基本給対象作業時間内の作業時間																																																
GR1:超勤割増対象作業時間																																																

17	名称	管(函)渠型側溝[L=2000ーφ600まで]				施工単位	m
1. 適用範囲							
管(函)渠型側溝(製品延長2000mm、内径又は内空幅200mm以上～600mm以下)の据付作業に適用する。							
2. 労務数量(人)、雑品率(%)、雑工種率(%)及び運転時間(時間)の選定							表1
据付歩掛の選択	基礎碎石区分	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	BH運転時間(時間)	基礎碎石率(%)	諸雑費率(%)
200mm以上 400mm以下	基礎碎石あり	0.3	0.2	0.6	1.7	21	17
	基礎碎石なし	0.3	0.2	0.6	1.7	－	17
400mmを超え 600mm以下	基礎碎石あり	0.6	0.4	1.2	1.7	14	15
	基礎碎石なし	0.6	0.4	1.2	1.7	－	15
・歩掛りは、移動距離30m程度までの現場内小運搬を含む。							
							表2
据付歩掛の選択	使用機械					燃料消費量(L／時間)	
200mm以上 400mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.28m3(平積0.20m3)、1.7t吊り					5.9	
400mmを超え 600mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.45m3(平積0.35m3)、2.9t吊り					8.6	
・バックホウは損料とする。							
施工単価構成内訳							10m当り算出
名称		規格	数量	単位	備考		
(1)	管(函)渠型側溝	L=2000mm	5	本			
(2)	世話役		表1	人			
(3)	特殊作業員		表1	人			
(4)	普通作業員		表1	人			
(5)	バックホウ	表2	表2	時間			
(6)	運転手(特殊)		0.16*表1	人			
(7)	軽油	ハトロール給油	表1*表2	L			
(8)	雑品(基礎碎石)	基礎ありの場合	表1/100		Σ(2)～(7)		
(9)	諸雑費		表1/100		Σ(2)～(7)		
(10)	合計				Σ(1)～(9)		
(11)	単価		1.0	m	(10)/10.0		
(12)	1日当たり作業量		QD	m			
・雑品(基礎碎石)及び諸雑費とは、下記の費用であり、労務及び機械経費の合計額に乗じた金額とする。							
[基礎碎石費] 敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、碎石等材料費							
[諸雑費] コンクリートカット運転経費、目地モルタル、敷きモルタル、管(函)渠型側溝損失分の経費、カットブレードの損耗費							
能力算定式							
1. 1日当たり作業量							
QD＝10m÷表1(バックホウ運転時間(hr))×T							
T:バックホウ(クレーン機能付)の1日当たり運転時間(5.8hr)							

18	名称	碇着鉄筋	施工単位	本
1. 適用範囲				
・海岸工事における既設構造物の嵩上げ、腹付け等における碇着部の鉄筋植付に適用する				
・無筋コンクリートに削岩機を用いて削孔し、L=0.6m/本の異形棒鋼を布設する場合に適用する。				
2. 碇着鉄筋の選択				
表1				
碇着鉄筋径		異径棒鋼数量(t)		
D19		0.139		
D16		0.096		
D13		0.061		
3. 施工規模の選択				
表2				
施工規模		加算係数		
10t以上		1.00		
10t未満		1.15		
4. 時間制約の選択				
表3				
時間制約		補正係数		
受ける		1.10		
受けない		1.00		
5. 空気圧縮機長期割引単価区分(賃料機械)の選択				
表4				
長期割引単価区分(賃料機械)				
あり				
なし				
コンプレッサは賃料とする。				
6. 潮待区分の選択				
表5				
潮待区分				
1.00				
1.10				
1.20				
1.30				

施工単価構成内訳

100本当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	世話役			0.3*表5		人			
(2)	特殊作業員			3.1*表5		人			
(3)	普通作業員			0.8*表5		人			
(4)	ハンドドリル	15kg級		2.100		日			
(5)	空気圧縮機〔可般式・エンジン駆動・排対型(1次・2次)〕	吐出量3.5～3.7m ³ /min		3.57		日			
(6)	コンプレッサ軽油			53		L			
(7)	諸雑費			0.04				Σ(1)～(6)	
(8)	異径棒鋼			表1		ton			
(9)	鉄筋(加工・組立)			表1*表2*表3		ton			
(10)	セメント(高炉B)			0.02		ton		モルタル(1:2)	
(11)	砂(細骨材用)細目			0.02		m ³		モルタル(1:2)	
(12)	普通作業員			0.03		人		モルタル(1:2)	
(13)	合計							Σ(1)～(12)	
(14)	単価			1.0		本		(13)/100.0	

19	名称	保孔管挿入工(ガス管)			施工単位	m
----	----	-------------	--	--	------	---

1. 適用範囲
地すべり工事の地表水抜ボーリング並びに集水井内水抜ボーリングでの保孔管(ガス管)の設置に適用する。

2. 設置区分の選択 表1

設置区分	世話役	特殊作業員	普通作業員	ボーリングマシン運転日数
地表設置	0.22	0.66	0.44	0.41
集水井内設置	0.31	1.14	0.57	0.48

3. 配管工(切断及びネジ加工) 表2

ガス管種	設置区分			
	地表設置		集水位内設置	
	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)
40A	—	0.94	0.08	1.89
80A	—	1.78	0.14	3.55
90A	—	2.00	0.18	4.00

施工単価構成内訳 44m当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	ガス管		表2	8.000		本		40A・80Aの時	
(1)	ガス管		90A	5.5m*8.0本		m			
(2)	配管工(切断)			表2		人			
(3)	配管工(ネジ加工)			表2		人			
(4)	世話役			表1		人			
(5)	特殊作業員			表1		人			
(6)	普通作業員			表1		人			
(7)	ボーリングマシン	5.5kw級		表1		日		発電・電力の場合	
(7)	ボーリングマシン	5.5kw級		表1		日		内燃機関の場合	
(8)	発動発電機	排対型45KVA		表1		日		発電(排対型)の場合	
(9)	電力料			2.500*6.4*表1		KWH		電力使用の場合	
(9)	軽油			5.200*6.4*表1		L		発動発電機の場合	
(9)	軽油			0.88*6.4*表1		L		内燃機関の場合	
(10)	合計							Σ(1)～(9)	
(11)	単価			1.0		m		(10)/44.0	

- ・集水井内での保孔管挿入については、定尺5.5m管を二つ切りにして使用するものとする。
- ・ガス管切断及びネジ加工を含む。
- ・発動発電機は賃料とする。

20	名称	ガス管孔あけ加工	施工単位	m					
1. 適用範囲									
ガス管のパイプストレーナー加工に適用する。									
2. ガス管種を選択		表1							
ガス管種		配管工							
40A		0.96							
80A		1.28							
90A		1.40							
・1m当たりの孔数を40孔とする。									
施工単価構成内訳		10m当たり算出							
名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	配管工			表1		人			
(2)	合計							Σ(1)	
(3)	単価			1.0		m		(2)/10.0	

21	名称	保孔管設置	施工単位	m	
1. 適用範囲					
・調査ボーリングのパイプ(VP40mm)挿入に適用する。					
・有孔管の場合は穴あけ加工手間(1m当たり40孔)を含んでいる。					
2. 各種数量の選択					
表1					
適用区分		普通作業員			
無孔管		0.41			
有効管		1.29			
施工単価構成内訳					
20m当たり算出					
名 称		規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	普通作業員		表1	人	
(2)	合計				(1)
(3)	単価		1.0	m	(2)/20.0

22	名称	地すべり実態調査	施工単位	地区	
1. 適用範囲					
地すべり調査の予備調査として「既存資料調査」「地形判読作業」「現地調査」を実施する場合に適用する。					
2. 調査種目数による補正係数の選択 表1					
調査種目数(種目)		補正係数			
1		1.0			
2		1.1			
3		1.2			
4		1.4			
5		1.5			
6		1.6			
7		1.7			
○ 本歩掛は次に示す調査項目のうち1種目の場合の標準歩掛であり、調査種目数に応じて上表の補正係数を標準歩掛に乗じて適用する。					
また、下記に列挙した調査が全て既存調査である場合には、調査種目数を1種目の場合として取り扱う。					
・移動変位調査のうち、伸縮計、傾斜計、パイプ式歪計、挿入式孔内傾斜計					
・同時発注の調査のうち、地表地質調査、ボーリング調査、弾性波探査、電気探査、地下水位測定、間隙水圧測定、地下水検層、地下水追跡、室内試験のいずれか					
施工単価構成内訳			1地区当たり算出		
名	称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	技師長		1.0*表1	人	
(2)	主任技師		1.5*表1	人	
(3)	設計用技師(C)		1.5*表1	人	
(4)	合計				Σ(1)～(3)
(5)	単価		1.0	地区	(4)
・調査対象面積は60ha(0.6km2)以内、調査種目数は7種目以内の場合に適用する。					

23	名称	地下水調査(携帯用触針式水位計)		施工単位	月				
1. 適用範囲									
人力による地下水位測定(4回/月)及び資料整理に要する1ヶ所当りの経費である。									
施工単価構成内訳				1月当たり算出					
名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	地質調査技師	内業		0.004		人			
(2)	主任地質調査員	外業		0.2		人			
(3)	主任地質調査員	内業		0.052		人			
(4)	雑材料			1.0/100				Σ(1)~(3)	
(5)	合計							Σ(1)~(4)	
(6)	単価			1.0		月		(5)/1.0	
・観測には、次の観測地までの移動時間を含む。									
・資料整理には、水位変動図作成および簡単な考察を含む。									

25	名称	孔内傾斜計		施工単位	孔
1. 適用範囲					
孔内傾斜計の設置・撤去、観測、資料整理に適用する。					
2. 作業項目の選択				表1	
適用区分	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	雑品	
設置・撤去 (1孔当たり)	0.4	0.4	1.2	7.0	
観測 (1孔・1回当たり)	－	0.1	0.2	1.0	
資料整理 (1孔1ヶ月当たり)	0.2	0.5	0.5	1.0	

施工単価構成内訳

1孔当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	地質調査技師			表1		人			
(2)	主任地質調査員			表1		人			
(3)	地質調査員			表1		人			
(4)	材料費			1		式		設置の場合で材料費を計上する場合	
(5)	機械器具損料	孔内傾斜計		0.1		台・日		観測の時	
(6)	雑品			表1/100				設置の時 (4)	
(6)	雑品			表1/100				設置以外の時	Σ(1)～(3)
(7)	合計							Σ(1)～(6)	
(8)	単価			1.0		孔		(7)/1.0	

26	名称	法止ブロック	施工単位	m
1. 適用範囲 法尻に施工する法止ブロックに適用する。				
2. 設置歩掛 10m当たり				
ブロック規格		普通作業員(人)		
1 型(30cm)		0.37		
2 型(40cm)		0.49		

27	名称	カーブミラー設置				施工単位	箇所
1. 適用範囲							
カーブミラーφ60～100cmの設置に適用する。							
2. 設置歩掛							
10箇所当たり							
	建て込み			取り付け			
カーブミラー	普通作業員(人)	世話役(人)	普通作業員(人)	世話役(人)			
一面鏡	1.8	0.5	1.7	0.4			
二面鏡			2.2	0.5			

28	名称	落口工人力布設			施工単位	箇所
1. 適用範囲						
ほ場整備工事等において耕地より落水するために使用するU型工等の布設に適用する。						
2. 設置歩掛						
						10箇所当たり
種別	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン装置付 バックホウ (hr)		
落 口	0.2	0.1	0.1	2.6		
受 口	0.1	0.1	0.2	0.0		
落口直線50cm	0.1	0.1	0.2	0.0		
落口直線100cm	0.2	0.1	0.1	2.6		
クレーン装置付バックホウの規格は山積0.45m ³ (平積0.35m ³)とし排出ガス対策型(1次)を使用する。						

29	名称	分水トラフ	施工単位	箇所										
1. 適用範囲 分水トラフA型取水工の(240, 300, 360, 400, 450, 600型)の布設に適用する。 2. 設置歩掛 ・標準単価方式による。 ・排水構造物工 U型側溝 L=600 60kg/個以下 及び 60を超え300kg/個以下を適用する。 <table><tr><th>種別</th><th>区 分</th></tr><tr><td>240型</td><td rowspan="2">60kg/個以下</td></tr><tr><td>300型</td></tr><tr><td>360型</td><td rowspan="4">60を超え300kg/個以下</td></tr><tr><td>400型</td></tr><tr><td>450型</td></tr><tr><td>600型</td></tr></table> 施工単価構成内訳 建設物価土木コスト情報による。					種別	区 分	240型	60kg/個以下	300型	360型	60を超え300kg/個以下	400型	450型	600型
種別	区 分													
240型	60kg/個以下													
300型														
360型	60を超え300kg/個以下													
400型														
450型														
600型														

